

羅 針 盤

2023年9月、10月号



磐梯山と磐越西線

残暑お見舞い申し上げます

まだまだ厳しい暑さが続きますがいかがお過ごしでしょうか。

さて、不安なニュースが多い中、注目すべきは企業倒産件数の増加です。50年程前までは、30年と言われた日本企業の平均寿命も昨年は23年になったそうです。起業して平均23年後には企業生命は終わるということです。経済環境が激変したからでしょうが、大変な時代になりました。

そこで、経営を継続させるためのキーワードを考えました。①「リスク管理」発生するリスクを事前に予測し、その原因を徹底的に取り除くこと。

②「差別化」消費者から選ばれるようサービスや

商品を差別化すること。③「将来予測」激動する経済環境の中、先行きの見通しを立てるための確な将来予測をすること。④「経済合理性」過去の経験にとらわれず、経済合理性に基づいて人や物事の本質をよく理解すること。⑤「自己責任」評論家や学者が、経済社会情勢を分析判断し、いろいろ助言をしてくれますが、最後は自己責任と心得ること。以上5のキーワードを参考にしてください。

日本人は絶対不利と言われた「バスケットボール」や「やり投げ」も世界に通用する時代が来ました。覚悟を決めた人には道が開けるということです。

知っておきたい税知識

テーマ 「消費税 インボイス制度 ～実務対応編③～」

e-pap 財務会計をご利用の経理担当者様へ!

令和 5 年 5・6 月号 (No.125) にお伝えした「インボイスの交付が免除されている取引」「税込 1 万円未満の課税支払※1」をした時の e-pap 財務会計への入力方法が、令和 5 年 10 月より変更になります。経理担当者の皆様、入力項目が少し増えますのでご注意ください！

※1：下記の事業者は帳簿保存のみで仕入税額控除が可能となります（令和 11 年 9 月末まで）。
「基準期間（2 年前）の課税売上が 1 億円以下」
または「特定期間における課税売上が 5 千万円以下」…詳しくは羅針盤 No.125 を参照してください。

インボイスの交付が免除されている取引

①「請求書等有無区分」で“3：帳簿のみ保存の特例”を選択後、特例の種類を選択します。

消費税率一覧表		課税区分		請求書等有無区分	
入力区分	税率区分	課税区分	請求書等有無区分	請求書等有無区分	請求書等有無区分
0 税外	0 0.00%	0 不課税	41 対価の返還(課税売上に係る仕入)	0 請求書なし	1 適格請求書あり
1 税抜き	1 3.00%	10 課税売上	42 課税売上に係る特定課税仕入	1 課税仕入以外の取引	2 帳簿のみ保存の特例
2 税込み	2 5.00%	20 対価の返還(課税売上)	43 課税売上に係る消費者向国外電気通信	3 80%控除対象	9 不明
	3 8.00%	30 輸出売上	44 課税売上に係る課税貨物		
	4 軽0.00%	31 対価の返還(輸出売上)	45 課税売上に係る課税貨物 国税		
	5 10.00%	32 輸出売上(非課税資産)			

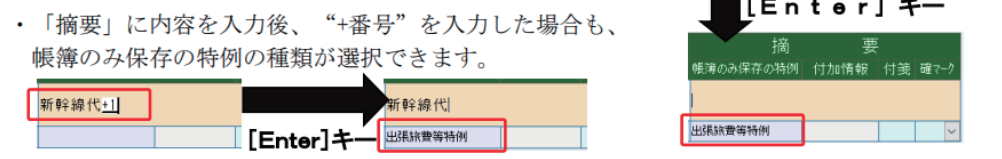
②「摘要」にカーソルが位置づくとき、「帳簿のみ保存の特例」の入力ガイドが表示されます。“+”を入力後、選択したい特例の番号を入力します。

判決 No.	月日	借方	貸方	金額	摘要										
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
3	10	10	7512	旅費 交通費	1111	現金					11,000				
				税込 10%	40	3	税外	0%	0	以外	内	1,000			

[Enter] キーを押すと、「帳簿のみ保存の特例」に、選択した特例が表示されます。

連想摘要一覧表		現金		帳簿のみ保存の特例	
No.	摘要	特	No.	特	特例
01	定期券代	特	51	預金預入	+0 公共交通機関特例
02	通勤費代	特	52	現金過不足	+1 出張旅費等特例
03	出張日当	特	53	振払預収書	+2 自動販売機特例
04	出張旅費	特	54	支払通知書	+3 回収特例
05	海外出張旅費		55	送金小切手	+4 郵便切手等特例
06	出張振払精算		56	送金為替手形	+5 質屋特例
07	有料道路代		57	郵便為替証書	+6 古物商特例
08	駐車料		58	郵便振替貯金払出	+7 再生資源等特例
09	切符代		59	預金手形	+8 宅地建物特例

判決 No.	月日	借方	貸方	金額	摘要										
内部取	コード	入力	税率	課区	請求	コード	入力	税率	課区	請求	消費税額	帳簿のみ保存の特例	付加情報	付箋	確マーク
3	10	10	7512	旅費 交通費	1111	現金					11,000	+1			
				税込 10%	40	特例	税外	0%	0	以外	内	1,000			



● 特例の入力をしやすくする方法 ●

【方法 1】
補助科目に特例を登録する

【方法 2】
仕訳辞書に仕訳伝票を登録する

コード	補助科目名称	フリガナ	課税区分	標準税率	税率変更	入力区分	請求区分	帳簿のみ保存の特例
100	交通費	コウツウビ		0:0.00%	変更なし	税外	3:特例	0:公共交通機関特例
101	出張費	シュツギョウビ		0:0.00%	変更なし	税外	3:特例	1:出張旅費等特例
102	通勤手当	コウキンテウダウ		0:0.00%	変更なし	税外	3:特例	1:出張旅費等特例

税込 1 万円未満の課税取引 ※1 条件あり

インボイスを保存していなくても“1：適格請求書あり”で入力します。

税込 1 万円未満の返還インボイス

1 万円未満の値引きの場合、返還インボイスの交付が免除されますので“0：請求書なし”を選択。

企業の経営実務

～キャリアアップ助成金 「短時間労働者労働時間延長コース」～

昨年10月から従業員101名以上の企業等で働く短期労働者の社会保険加入が義務化されました。そして、令和6年10月から従業員51名以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

👉「短時間労働者」とは

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

キャリアアップ助成金の「短時間労働者労働時間延長コース」は、有期雇用労働者やパートタイマー等の非正規労働者について、週所定労働時間を延長することにより、その従業員を新たに社会保険の被保険者とした場合に、事業主に対して助成されます。



キャリアアップ助成金の申請までの流れ

キャリアアップ計画の作成・提出

☆取組の実施日前日までに作成・提出が必要！！

取組の実施

- 雇用する有期雇用労働者等について、週所定労働時間を3時間以上延長する。または、1時間以上3時間未満延長するとともに基本給を増額する。

取組後6か月の賃金の支払い

支給申請

(取組後6か月の賃金を支払った日の翌日から起算して2か月以内)

👉 支給額

1人当たりの助成額

① 週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険に摘要した場合

延長時間	3時間以上延長
企業規模	
中小企業	23万7,000円
大企業	17万8,000円

② 労働者の手取収入が減少しないように週所定労働時間を延長し新たに社会保険に適用した場合

延長時間	1時間以上2時間未満延長 (10%以上増額)	2時間以上3時間未満延長 (6%以上増額)
企業規模		
中小企業	5万8,000円	11万7,000円
大企業	4万3,000円	8万8,000円

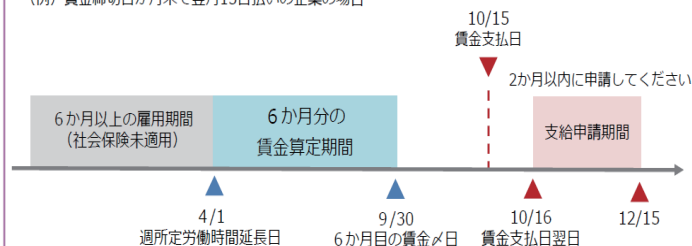
注) ①と②合わせて1年度1事業所あたりの支給申請上限人数 45人

令和6年9月30日まで支給額の増額等が行われています。助成金を活用される場合はお早目に。

👉 支給申請期間

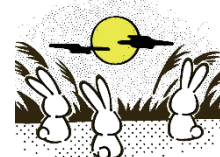
短時間労働者の週所定労働時間延長後の6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

(例) 賃金締切日が月末で翌月15日払いの企業の場合



👉 その他

キャリアアップ助成金は、この他にも正社員化支援、処遇改善支援等のコースがあります。詳しくは当事務所までお問い合わせください。



● 今月・来月の税務



10月

- * 31(火)納付期限
個人の都道府県民税・市町村民税(第3期分)

☆ 社会保険料の改定時期です ☆

7月に提出した算定基礎届により、標準報酬月額が10月納付分より改定となります。



給与ソフトをご利用の方は、設定の変更をお願いします。



ご連絡ください

税務署・県市区等から届いた税務関係書類の中に、通知内容の不明なものがございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

● お知らせ

2023年10月より酒類税率変更

2017年に決定した酒税法改正。改正の内容は、段階的に税率が改正され、税率が統合されるというもの。今回は、2020年に行われた改正に続き第2段階目の税率変更です。種類によって増税、減税が異なります。

	改正前	2020年 10月	2023年 10月	2026年 10月
ビール	77円	70円	63.35円	54.25円
発泡酒①	62.34円	58.49円	54.25円	➡
発泡酒②	46.99円	➡	➡	54.25円
新ジャンル	28円	37.8円	46.99円	54.25円
日本酒類	42円	38.5円	35円	➡
ワイン類	28円	31.5円	35円	➡
チューハイ等	28円	➡	➡	35円

★上表は比較のため350mlに換算しています。

●発泡酒①: 麦芽比率25%以上

●発泡酒②: " 25%未満

あとながき

残暑厳しい折、皆さまお変わりございませんでしょうか。

今年の夏も暑かったですね。

毎日携帯電話に届く「熱中症警戒アラート」にうんざりしていましたが、いつしかセミの声が聞こえなくなり、朝晩は少し暑さが和らいできましたね。暑さ疲れにコロナ・インフルエンザ…ご自愛ください。



今年の夏休みは久しぶりに「上高地」に行ってきました！早朝から上高地の駐車場に向かったのですが、到着した時点で駐車場がほぼ満車状態。一步遅かったら駐車場待ちになるところでした！



無事に上高地行きのバスにも乗れ、綺麗な景色を見ながら上高地ハイキングができました。

子どもたちは初めての上高地。三河地方の暑さから解放され、綺麗な景色の中、運動もできて大満足の避暑となりました。

また自然の中だとゲーム・YouTubeなどのデジタル機器からも強制的に離れることができ、しっかりリフレッシュできました～！！



発行

刈谷市高須町良44番地1 カーサヨサミ 1F
TEL (0566) 25-0936
FAX (0566) 25-0937
<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合